

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金 (3万円/1世帯) のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金<u>(1世帯あたり3万円)</u> は、住民税非課税世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり 3 万円

■給付金の支給時期

- Iは8月以降順次支給。
- Ⅱ は嘉手納町が確認書(または申請書)を 受理した日から1か月後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

I 令和4年度「電力・ガス・ 食料品等価格高騰緊急支援 給付金」(5万円)を受給し、 かつ令和5年度住民税非課税 世帯

■令和5年度
「住民税非課税世帯 |

申請が不要です

7月中旬頃振込日に関する お知らせを送付しております

※振込口座を変更したい方は、
手続が必要です

詳しくは裏面「IIへ

申請が必要です

申請期間:令和5年10月31日(火)まで

8月中に確認書を送付いたします

令和5年5月1日時点で 嘉手納町に住民登録のある I以外の住民税非課税世帯

詳しくは裏面「ⅡⅠへ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

- I <u>令和4年度</u>「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金」(5万円)を口座振込で受給し、かつ 令和5年度住民税非課税世帯
 - ※令和5年5月1日時点で嘉手納町に住民登録のある世帯が対象です
- 同じ口座に振込するため、振込日に関するお知らせを7月中旬以降に順次発送予定です。(振込については8月以降順次支給)「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給について(お知らせ)」が届いた世帯は、**申請等の手続は必要ありません**。
- 振込口座を変更又は辞退の希望の方のみ7月21日までに手続が必要ですので必ず福祉課まで、ご連絡ください。(福祉課窓口にて申請書配布又はホームページでもダウンロード可能です)
 - ※振込口座の変更を希望した場合、変更書類を受理した日から1か月後が、振込の目安となります。
- Ⅲ 令和5年度住民税非課税世帯(Iの世帯を除く)
 申請期限:令和5年10月31日(火)まで
- ①世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から嘉手納町にお住まいの場合
 - 対象となる世帯には、8月中に給付内容や確認事項が書かれた確認書が 届きます。
 - 確認書の内容を確認して、嘉手納町に**返信してください**。
- ②世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合
 - 給付金を受け取るには、申請が必要です。
 - 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に 嘉手納町役場福祉課窓口に、直接または郵送でご提出ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などを名乗る不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



嘉手納町役場 福祉課社会福祉係 TEL 098-956-1111(内線128)

受付時間 平日午前9時~午後5時まで(土、日、祝日除く)